

審査の結果の要旨

論文提出者 朴 成河

本論文は、日本が朝鮮を植民地支配していた時期に、朝鮮人学生が日本での教育を受けるという、いわゆる「内地留学」がどのように展開されたかを、歴史研究として明らかにしたものである。論文は序章と第1～7章、結章で構成されており、本文は日本語で約37万字、このほかに、統計表117点、図3点を付している。

序章は、先行研究の整理と問題意識の提示について述べている。そこでは、まず、従来の朝鮮人の「内地留学」についての研究が、多くは植民地支配への抵抗か協力かを軸に論じられており、しかも、1920年代まで、つまり留学生による抗日運動が盛んであった時期に研究が集中しているなどの点を指摘する。このような研究動向に対して、この論文では、次のような点を課題として提示する。すなわち、すべての時期の「内地留学」を分析対象とし、当局による留学それ自体の統制、入学後の学業や就職の指導の実態、「内地留学」を行った朝鮮人が何を求めどのように学んで得た知識や技術を生かしたか明らかにすることなどである。

第1章は、統計資料を通じて見た「内地留学」の特徴について記されている。そこでは、植民地期初期に500人台にとどまっていた「内地留学」を行う者の数が、1940年代には約2万人となっていたこと、地域としては東京、専攻では文系がほとんどであることなどが述べられている。

第2章から第6章までは、植民地期について、概ね時期別に、朝鮮人にかかわる教育制度や当局の政策、朝鮮人自身の学業の取り組み、就職等の状況について論じている。第2章は、1910年代についてである。この時期は、いわゆる第1次朝鮮教育令下の朝鮮人の学校卒業者は朝鮮で教育を受ける朝鮮人が日本の高等教育機関に進学することに制約があり、同時に教育を通じた立身出世への期待を持つ者が少なかったことから、「内地留学」がそれほど広まっていなかったことを指摘している。第3章は、日本ではなく欧米などの高等教育機関への留学を試みる朝鮮人とそれに対する統制の実態について述べる。日本政府は朝鮮人の欧米諸国への留学を制限する傾向にあり、留学希望者に対して日本国旅券を交付しないこともしばしばあった。これに対して朝鮮人のなかには、中国に移動し便宜的に中国旅券を得たうえで欧米諸国への留学を実現した者がいたことが明らかにされている。第4章は、1920年代が対象時期である。そこでは、3・1運動後の法改正、すなわち第2次朝鮮教育令の施行により、朝鮮での学校卒業後に日本の高等教育機関に進学することの障害が少なくなるとともに、習得した知識や技術を生かしうる職場への就職もある程度可能となったことから、「内地留学」が増加していた状況が描き出されている。同時に、そうしたなかで、「日鮮融和」を掲げる民間団体を活用しながら、日本当局は朝鮮人留学生の誘導的統制

を続けてきたことも記述されている。第5章は、1930年代のうちの1937年の日中戦争以前の時期についてである。この時期は「転換期」として位置づけられる。具体的には、留学生「特別取扱」や官費制度の廃止から、「内地留学」が行いにくくなっていたが、朝鮮人の側では「内地留学」の希望は少なくなく、そこでは実利的・功利的な思惑を持つ者が目立っていたこと、また、日本内地の中等教育機関の間では経営上の理由から朝鮮人学生を多数受け入れようとするところも現れていたといった事実が明らかにされている。第6章は、戦時期についてであり、日本当局が、1942年度からは「推薦保障制度」の導入、さらに1945年には文部省の直接選抜、さらには留学生を対象とする練成会実施などによって、統制指導が極限にまで強化されていた実態が明らかにされている。同時に、この時期には、官庁などへの就職斡旋が国策として行われたが、それは、戦時下の人材不足を埋めるという背景があったことが指摘されている。

1945年8月以降、朝鮮は日本帝国の一部ではなくなるが、この時期にはまだ、日本内地で学業を続けていた朝鮮人もいた。第7章では、彼らの動向を視野におさめ、「内地留学」の終焉の状況について取り上げている。そこで明らかにされているのは、帰国した者もいる一方で、一部の者は日本政府の対策が十分ではないなかで、学業の継続を続けようとしたこと、朝鮮における高等教育の未発達を背景に、その後も「密航留学」があったことなどである。

以上を受けた結章では、まず、「内地留学」が展開されたすべての時期を通じて、日本当局は、留学の前段階、選抜過程、留学時、卒業後の進路において、様々な統制を行っており、それがエスノセントリズムを背景としていたものであったことが論じられる。そして、そのようななかでも、積極的に「内地留学」を希望し、実行した朝鮮人が存在し、1920年代末以降、「内地留学」は、実利的・功利的な要素を帯びたケースが増えていったこと、それは日本敗戦時まで続き、「内地留学」は階層的にも広がりを見せていたとの分析を提示している。

提出された論文に対しては、朝鮮人の日本留学にかかわる新たな研究として、大きな意義を持つとの評価が与えられた。従来の朝鮮人の日本留学についての研究は、個別の大学についての学生の動向、特定の時期や、ある分野の知識や技術での影響等を取り上げたものであった。しかも、時期的には、日本にやって来た朝鮮人留学生の人数がさらに増加していく1930年代以降について、これまでの研究ではあまり注目されていないままであった。したがって、この論文は、総体としての朝鮮人の「内地留学」を、本来論じるべき重要な時期を除外することなしに描き出した初めての歴史研究ということになる。

そして、この論文では、「内地留学」を行った朝鮮人の植民地支配に対する態度や政治活動のみを論ずるのではなく、そもそも彼らの「内地留学」が何を目的にし、そこで学んだことをどのように生かそうとしたかを中心に議論を進めている。つまりは、抗日運動史の一部、あるいは支配政策史の一部ではなしに、植民地期の朝鮮人の日本留学とは何であったかの解明を試みたのである。

そこでの分析で強調されるのは、朝鮮人の「内地留学」が 1920 年代末以降、日本の支配からの脱却や民族全体への奉仕ではなく、個人が高度な知識や技術を身に付けてそれをもとによりよい生活や高い社会的地位を得ようとする意図を持ったものになっていったということである。この指摘は、軽々に導き出されたものではない。同時代の雑誌や新聞での教育家の議論、留学生団体の雑誌に掲げられた当事者の主張、朝鮮の社会経済の変化と実際の就職状況を、史料に基づき綿密に検討したうえで提示されたものである。

もちろん、この論文は、朝鮮人留学生たちが実利的・功利的傾向であったとして、日本の植民地支配という重要な背景を無視しているわけではない。日本の行政当局が、朝鮮人が高等教育を受ける機会自体を狭め、留学し得た者についても監視、管理し、支配の枠組みの中での人力活用を図るための統制を続けていたことは詳しく記されている。戦時期における行政の直接的な留学への介入や就職の指導、思想教化のための錬成の実態は、歴史研究としては本論文が初めて論じたものである。また、比較的研究が豊富な 1920 年代までについても、日本当局による旅券の統制や便宜的に中国旅券を得て米国などへ赴こうとする者の動向把握など、この論文が新たな史料を用いて詳細に明らかにした点も多い。

同時に、日本の行政当局の統制と社会的な差別、そのもとでの就職難という条件のなかでの朝鮮人留学生たちの苦悩や苦闘がどのようなものであったかも丁寧に描き出されている。そこでは、学費の問題や就職難、皇民化政策の圧力に対して留学生たちが、ある種の妥協や表面的な受け入れをしつつも、日本の植民地支配に対する批判的な意識も持ち続けながら自身の希望を実現しようとしていたことなども浮かび上がらせている。

このほか、日本敗戦の時点で論文を終えるのではなく、その後の留学生たちの動向を、これまで知られて来なかった、GHQ の作成した留学生関係の文書を利用して分析したことも重要な成果と言える。日本帝国の解体によって、大きな影響を受けざるを得なかった留学生たちの問題のほか、「密航留学」の存在は、支配民族の言語を用いた教育を続けてきた問題が、植民地の解放後にも影響を及ぼしていることを考えさせる史実の提示となっている。

このように、新たな史実の発掘を含む、重要な研究であるとの高い評価が与えられながらも、この論文についてはいくつかの問題点も指摘された。

まず、先行研究の整理について、本論文の問題意識と一部重なる、留学生の就職や日本帝国への協力の問題などを扱った論著が近年には出されており、それらを検討すべきことの指摘があった。本論の分析にかかわる問題としては、次のような意見が審査委員から述べられた。第一には、近代東アジアにおける留学という観点からも論じるべきであったことがある。これによって、共通する問題や朝鮮の特殊事情などが明らかになり、分析はより深められたはずである。第二には、民族内部の階層にかかわる分析がやや不足しているという問題がある。苦学生についての言及はあるが、同じ留学生といっても階層によってその存在形態は異なるし、どのような階層の人びとが留学を試み、いかに社会的上昇を果たしたか（あるいは果しえなかったか）、なども重要な点であるが、その点は十分論じられていない。第三には、植民地朝鮮における教育全体との関係の問題がある。植民地期の朝鮮人と教育という問

題では、留学に限らず（つまり、朝鮮内における教育でも）、日本の当局の統制とそのなかでの個々人の自己実現や社会的上昇を目的とした進学、それを行うことと日本の支配への協力は関係してくる。その点を踏まえて、個別留学という行為に特有の問題が何であるかをより明確にして論じる必要があったと言えよう。第四には、日本当局の留学生施策の説明についての問題がある。論文からは、朝鮮総督府と文部省が必ずしも十分に調整して施策を遂行していたわけではないことがうかがわれるが、両者の関係、それぞれがどのような意図でいかなる対応をとっていたのかは明解な説明がなされているわけではない。以上のほか、様々な事実の提示は興味深いものの、そこから見えてくる点を述べる際に、自分自身の言葉ではなく、他の研究で語られていることを用いてなされているという、論述のあり方についての問題も指摘された。

しかし、これらの点は、本論文の大きな価値を損なう重大な欠陥ということではなく、論文の成果を受けて見えてきた今後の課題というべきものである。また、豊富な史料を用いて、植民地期における朝鮮人の日本留学がどのようなものであったかを、これまでにないレベルで詳細に描き出した本論文の提出者は、そうした課題に取り組み研究を深化させていく能力の持ち主であることは疑いない。

以上のことから、審査委員会は、本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定した。